

沖縄科学技術大学院大学整備事業に係る事後調査報告書に対する答申

1 赤土等による水の濁りについて

赤土等による水の濁りに係る環境保全措置が実施され、事業による影響は極力低減されているとしているが、LQ 式を用いた河川における水の濁りの測定結果は、前川本川下流の α の値が環境影響評価時の2.25倍と増大している。そのため、降雨時における事業実施場所のパトロール及び赤土等流出防止対策を徹底させること。

また、濁度が高く観測された場合は、その原因を調査させ、事業に伴う影響であった場合は、適切な環境保全措置を講じさせること。

新研究棟整備事業による大規模な造成等が計画されていることから、引き続き発生源対策、流出濁水対策及び濁水最終処理対策などの環境保全措置について、適宜監視し、必要な対策を確実に実施させること。

2 陸域植物について

- (1) 平成25年度、平成27年度の造成箇所で確認されたシマカナメモチ、トサカメオトラン及びカクチョウランについて、適切な時期に移植することとしている。

いずれも沖縄科学技術大学院大学整備事業（以下「整備事業」という。）で移植実績がある種ではあるが、移植後の生育状況を把握する必要があることから、適切な時期や期間における事後調査を検討させること。

- (2) 新研究棟整備事業の実施に伴い、貴重な植物が移植された場所が改変されることから、移植された個体を、別の適地へ再移植するなど、新たな環境保全措置が必要と考える。

さらに、新研究棟整備事業の造成地近隣の移植地については、土地の改変によって生じる微気象の変化が移植個体の生育に影響を及ぼす可能性がある。

については、整備事業の実施により移植された個体の環境保全措置並びに必要な事後調査を検討させること。

3 陸域動物について

バードストライクについては、これまで様々な対策を講じているが、依然として多数の発生が確認されている。

については、すでに実施している対策に加えて、ブラインドやカーテンによるガラス面の遮蔽などの追加の対策を検討させ、確実に実施させること。なお、追加の対策については、紫外光を活用し鳥類の視覚特性を活かした対策を含めて検討させ、専門家等の指導及び助言を受けさせること。

4 S2地区法面の植生の遷移について

S2地区法面の植生については、平成24年度からその遷移を継続的に記録してお

り、平成 27 年度の調査結果では、リュウキュウマツの樹高は 320cm にも達し、低木層の優占種となっている。イジュについても樹高が 102cm まで成長し、一部の調査地点では低木層に達している。一方、草本層は被度が減少する傾向が確認され始める等、植生の遷移過程が詳しく記録されている。同地区の植生の遷移については、引き続きその遷移状況が把握できるよう、管理については、人為的なかく乱を防止するよう配慮させること。

5 外来種対策について

平成 27 年 10 月 5 日付環政第 672 号で沖縄県知事が求めた環境保全措置として、ツルヒヨドリの駆除やその他の外来生物の駆除の措置を求めていたことから、その実施状況（駆除実績や現況など）について、今後作成される事後調査報告書へ記載させること。

6 100PI 整備に係る環境配慮について

(1) 陸域植物について

100PI 整備に伴い造成範囲内で確認され、移植される重要な植物については、再移植することがないように今後の造成計画を見据えて、造成しない場所の適地環境へ移植させること。

(2) 陸域動物について

造成範囲内に生息するクロイワトカゲモドキ、イボイモリ及びオカヤドカリに対する環境保全措置として、工事の影響がない適地へ移動を行うこととしているが、これらの種は沖縄県指定天然記念物及び国指定天然記念物に指定されていることから捕獲等については、関係法令に基づき適切に実施するとともに、移動先については、今後の事業計画で造成されない場所の適地環境へ移動させること。

また、イボイモリやシリケンイモリの繁殖池の創出については、今後の事業計画で造成されない場所の適地環境を選定させること。

イボイモリやシリケンイモリの繁殖池は降雨が少ない時期などに水量が低下することがあることから、繁殖池の創出については適切な水量が確保できるよう適地の選択及び適正な管理手法について検討させること。

(3) 緑化計画について

新しい造成地の緑化計画については、周辺生態系の構造・機能への影響や遺伝的攪乱の影響等が可能な限り回避又は低減されるよう、十分に配慮すること。

7 その他

施設整備に伴うバードストライクが多発していることから、今後、研究棟など増設する場合においては、バードストライクを回避できる構造や配置を検討するよう努めさせること。